

## 地域生活支援拠点等に係る加算の概要

※ 加算を算定するにあたっては、法令等の規定を十分確認してください。

サービス種類	加算名称	概要
計画相談支援・ 障害児相談支援	地域生活支援拠点 等相談強化加算	拠点等である相談支援事業所が、緊急時に利用者等からの要請に基づき、短期入所利用のための連絡・調整を行った場合 <b>700 単位/回（月4回を限度）</b>
	地域体制強化共同 支援加算	拠点である相談支援事業所の相談支援専門員が、支援が困難な事例等について、福祉サービス等事業所と支援内容を検討し、必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理して協議会に報告した場合 <b>2,000 単位/月</b>
居宅介護・重度訪問介護・ 同行援護・行動援護	緊急時対応加算	居宅介護計画等に位置づけられていない居宅介護等を、利用者等からの要請を受けてから 24 時間以内に行った場合 <b>100 単位/回（月2回を限度）</b> <u>拠点等の場合</u> さらに <b>50 単位/回</b> 加算
短期入所	（地域生活支援拠点 等である場合）	<u>拠点等である事業所</u> がサービス提供を行った場合、利用を開始した日について、定める単位にさらに <b>100 単位/日</b> 加算
施設入所支援	体験宿泊支援加算	拠点等である障害者支援施設の入所者が、地域移行支援による障害福祉サービスの体験的な宿泊支援を利用する場合に、入所施設の職員が地域移行支援事業者との連絡調整その他の支援を行った場合 所定単位数に代えて <b>120 単位/日</b> を算定
生活介護、自立訓練（機能 訓練・生活訓練）、就労移行 支援、就労継続支援（A型・ B型）※いずれも <u>障害者支 援施設に設置されている ものに限る。</u>	障害福祉サービス の体験利用支援加 算（Ⅰ・Ⅱ）	拠点等である障害者支援施設の入所者が、当該施設の生活介護等を利用する場合であって、地域移行支援による障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合に、施設職員が地域移行支援事業者との連絡調整その他の支援を行った場合 初日から5日目 <b>500 単位/日</b> 6日目から15日目 <b>250 単位/日</b> <u>拠点等の場合</u> さらに <b>50 単位/日</b> 加算
自立生活援助	緊急時支援加算 （Ⅰ）	緊急時において、利用者等からの要請に基づき、深夜に支援を行った場合 <b>711 単位/日</b> <u>拠点等の場合</u> さらに <b>50 単位/日</b> 加算
地域定着支援	緊急時支援費（Ⅰ）	緊急時において、利用者等からの要請に基づき、速やかに支援を行った場合 <b>712 単位/日</b> <u>拠点等の場合</u> さらに <b>50 単位/日</b> 加算
地域移行支援	障害福祉サービス の体験利用加算 （Ⅰ・Ⅱ）	障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合初日から5日目 <b>500 単位/日</b> 6日目から15日目 <b>250 単位/日</b> <u>拠点等の場合</u> さらに <b>50 単位/日</b> 加算
	体験宿泊加算（Ⅰ・ Ⅱ）	単身での生活に向けて体験的な宿泊支援を行った場合 <b>300 単位/日</b> 加えて夜間・深夜帯を通じて必要な見守り等の支援を行った場合 <b>700 単位/日</b> <u>拠点等の場合</u> さらに <b>50 単位/日</b> 加算